

## 労働争議のあっせん(調整)

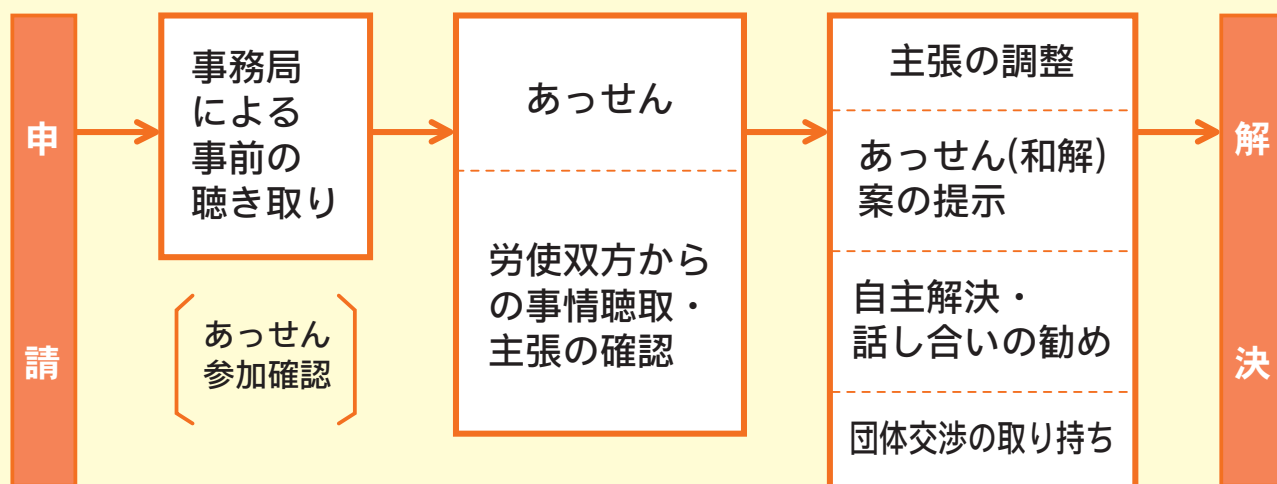
労働組合と使用者との間に労働条件や労使関係等に関する紛争が発生し、労使間での自主的な解決が困難な場合に、労使いずれか一方または双方の申請に応じて、労使の主張を公正な立場で調整し、紛争の話し合いによる円満な解決をお手伝いするものです。

### あっせんの対象者

- ・県内に所在する労働組合（争議団等も可能です）
- ・個人的な労働問題を労使関係の問題として取り上げた県内に所在する労働組合
- ・県内に所在する事業所の使用者（使用者団体も可能です）

### あっせんの対象となる紛争

- ・賃上げや一時金（賞与）支給などの労働条件に関する紛争
  - ・団体交渉の促進などに関する紛争
- ※ 2以上の都道府県にわたる紛争は別途協議してください。



- 当事者の一方があっせんに応じない場合は、あっせんを開始できないため、あっせんは「打ち切り」となります。
- あっせんの結果、あっせん員が解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切る場合があります。
- 申請は、いつでも取り下げることができます。

労働争議の調整には、「あっせん」以外にも、「調停」と「仲裁」があります。

- ・「調停」とは調停委員会が調停案を示して解決するものです。
- ・「仲裁」とは原則として両当事者の合意に基づく申請により、仲裁委員会により解決するもので、裁定は労働協約と同一の効力が生じます。

